

中期目標の達成状況に関する評価結果

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 Ⅱ 研究に関する目標 3 優れた点、改善を要する点、特色ある点 (改善を要する点) 【原文】 「中期計画「新たな研究上の競争力を創出するための学際的研究への資金投入の円滑化を図る」について、若手トップリサーチャー研究奨励事業は、新たな研究上の競争力創出に寄与することは期待されるが、採択基準に学際的視点が盛り込まれておらず、また、学内COE研究支援についても、既存の学術領域の学術研究の推進はなされているが、学際的研究の推進までは認められないことから、中期計画が十分に進捗しているとはいえず、改善することが望まれる。」 【申立内容】 削除願いたい。 【理由】 同中期計画は、中項目2「研究実施体制の整備に関する目標」のうち小項目5「研究の質の向上システム等に関する基本方針」に関連するものである。したがって、報告書には関連する中期計画の分析として、学内COE研究支援経費の予算枠を設けるとともに若手トップリサーチャー研究奨励事業を開始したという「研究の質の向上システムの整備状況」を記述した。 そもそも、「複数学部にまたがり専門分野が関連する教員がグループ化して研究を行う学際的な総合大学院制を基に構成した7研究科を中心に研究を推進している」（報告書p133）とあり、本学は学際的研究の推進を標榜しており、更に	【対応】 意見のとおりとする。 【理由】 当該計画に係る記載のみでは確認できないものの、他の計画に記載のある取組を参考に、学際的研究の推進については認められるため。 当該（改善を要する点）の削除に基づき、「(2)研究実施体制等の整備に関する目標」の判断理由を以下のとおり修正する。 「「研究実施体制等の整備に関する目標」の下に定められている具体的な目標（7項目）のすべてが「おおむね良好」であることから判断した。」

その推進を図るため、「既存の各学術領域や基盤領域における学術研究の推進を行うとともに、学部を越えた新しい学術の創成、独創的な国際的研究拠点形成」

（報告書 p 137）のため、学内COE研究支援経費を設けたものである。

このように、学内COE 研究支援は、学際的研究の推進を行う取組でもあり、実際、「コンビナート防災・耐災の高度化システム」、「植物医科学の確立」、「資源生物を用いた地球環境のモーター系の構築と環境保全への応用」、「ゾ・マイクロ材料・反応・加工の融合によるフロンティア材料設計・開発と新融合領域のスーパー・エンジニアの領域」、「ナノメディスン創成のための研究拠点形成」など多くの学際的な課題が採択されている（報告書 p 138の資料57-3）。

また、若手トップリサーチー研究奨励事業は、「研究課題」ではなく、「人（優秀な若手研究者）」を対象としており、その選考に当たっては、「当該若手研究者の今後の活躍や研究の発展性」を学際的な観点から評価するため、医歯薬学総合研究科、自然科学研究科、環境学研究科、研究推進産学官連携機構の研究者という異なる学問分野の研究者を審査員としている。

さらに、平成20年度科学技術振興調整費に、本学の提案課題「自立若手教員による異分野融合領域の創出」が採択されたが、これは、総合大学院制の導入の他、若手トップリサーチー研究奨励事業の実施など、19年度までに行ってきた本学における学際的研究の推進のための取組実績が評価されたものとする。

以上のことから、原文に掲げた理由をもって、「中期計画が十分に進捗しているとはいえず」と判断するのは適切でない。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称： 14・医歯薬学総合研究科

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 I 教育水準 4. 学業の成果 【判断理由】 【原文】 「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、<u>大学院修士課程では終了年限内で終了し学位を取得しており、大学院博士課程では年限内の修了者は入学者全体の1／3程度だが、最終的には9割が学位を取得しているなどの相応な成果がある</u> 【申立内容】 下線部は、医歯学系の修士と博士課程だけの記述あり、薬学系の大学院博士前期課程・後期課程での成果が欠落しているように見受けられる。本研究科の構成をご理解いただき、大学院博士前期課程、大学院博士後期課程の成果についても追記し、総合的に判断いただきたい。 【修正文案】 「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、<u>大学院修士課程・博士前期課程では修業年限内で修了し学位を取得しており、大学院博士課程では年限内の修了者は入学者全体の1／3程度だが、最終的には9割が学位を取得し、博士後期課程においては、学位授与数、入学時の人数に対する割合平均91%、学位授与者のうち標準修業年限内に取得した割合は96%と極めて高いなどの優れた成果がある</u> 【申立理由】 本研究科には、現況調査(14-2)、資料1-1-1(14-3)にも記載の通り、4年制の薬学部に対応して、博士前期及び後期課程の創薬生命科学専攻がある。 この資料4-1-5に示すように、博士前期及び後期課程においては、修士及び博士の学位授与数、入学時の人数に対する割合はそれぞれ平均89%及び91%、学位授与者のうち標準修業年限内に取得した割合は、修士で99%及び博士で96%と極めて高い(14-13 6行目に記載)。	【対応】 意見を踏まえ、判断理由の一部を修正する。 【理由】 現況調査表を再確認し、以下のとおり修正する。 ○判断理由 「「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、<u>大学院博士前期課程では修業年限内で修了し学位を取得しており、大学院博士後期課程においては、学位授与数、入学時の人数に対する割合平均91%、学位授与者のうち標準修業年限内に取得した割合は96%などの相応な成果がある</u>」

このことは、質の向上度の判断事例 6 で、「高い水準を維持していると判断する取組」としても記載している。この博士前期及び博後期課程（創薬生命科学専攻）の成果について追記し総合的に判断いただきたい。	
---	--

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称： 18・法務研究科

申立ての内容	申立てへの対応
【評価項目】 I 教育水準 5. 進路・就職の状況 【判断理由】 【原文】 「卒業（修了）後の進路の状況」については、平成19年度実施の司法試験における合格率（対入学定員比）が低いことから、期待される水準を下回ると判断される。 【申立内容】 「卒業（修了）後の進路の状況」について、法科大学院の場合に、司法試験合格率のみで判断するのは適当でなく、以下の理由を踏まえて再検討願いたい。 【理由】 1) 法科大学院設置時において司法試験合格率・合格者数で教育水準を判断しないことは全国的にも一致したことである。 2) 司法試験合格率を判断基準とすると予備校化し、本来の高等教育から乖離し、法曹養成教育機関としての存在意義が失われる。 3) そもそも、合格率（対入学定員比）をもって「卒業（修了）後の進路の状況」を判断することは合理的でない。 4) 仮に合格率で見る場合にも、それを対入学定員比ですることは、厳格な成績評価を実施している教育システムと適合しない。厳格に成績評価をすれば、修了者数と入学定員数とは一致しないのが当然である。まして、全国一斉実施の適性試験を採用する限り、入学成績と法科大学院成績、新司法試験の成績に関連性がないことは実証されており、合格率を対入学定員比で捉えることは適当でない。 5) 受験者数比であれば、平成19年実施の司法試験における合格率につき、岡山大学は中四国・九州の法科大学院の中でトップである。 6) 既修・未修を区別せずに、判断しているのは適当でない。とくに、平成19年は母数が異なるはずである。 7) 法科大学院の修了生は、司法試験を受	【対応】 原案のとおりとする。 【理由】 原案の修正は行わないが、意見のあった点については、以下のとおり回答する。 なお、評価方法についての意見は申立対象としない。 「当該取扱いについては、社会に公表されている法務省のデータに照らして、一定の水準を設定して判断した。」

験せず、公務員等に就職した者もいる。これらの者が評価対象となっていないのは適当でない。	
---	--